

# 開発建築指導行政年報

令和 3 年版



福島市都市政策部開発建築指導課



市の木 「ケヤキ」

平成元年3月制定

古くから屋敷林樹として市民に親しまれ、近年は、街路樹・公園樹として多用され、緑豊かに発展する本市の都市景観を特徴づけています。その堂々と根を張り、枝を繁茂させる旺盛な樹勢と美しい樹枝は、「伸びゆく福島」を象徴するもので、進展するまちづくりとあいまって、心豊かな市民性と郷土愛をはぐくむ、県都の木としてふさわしいものです。



市の花 「モモ」

平成元年3月制定

春、市の郊外を美しく彩るモモの花は、信夫野の風物として市民の心を和ませ、希望と活力を与えてくれます。くだもの里として恵まれた自然や風土、心豊かな福島市民を象徴するのにふさわしいものです。



市の鳥 「シジュウカラ」

昭和62年3月制定

市制施行80周年を記念し制定されました。四季を通じて市内に生息し、身近に見られ、他の鳥と識別しやすく、広く市民に親しまれている鳥です。また、福島市の良好な自然環境を象徴する鳥としてふさわしいものです。

## 福島市民憲章

わたくしたちは、みどりにつつまれた信夫山と清い流れの阿武隈川をもつ福島市民です。

福島市は、地味豊かなしのぶの里に古くから開けた人情の美しいまちです。

わたくしたちは、平和で、さらに住みよく希望にみちたまちをつくるため、この市民憲章をさだめます。

- 1 空も水もきれいな みどりのまちをつくりましょう。
- 1 教育と文化を尊び 希望に輝くまちをつくりましょう。
- 1 親切で愛情あふれるまちをつくりましょう。
- 1 きまりを守り、力をあわせて 楽しく働けるまちをつくりましょう。
- 1 子どもからおとしよりまで安全で健康なまちをつくりましょう。

昭和48年4月制定

# 目 次

## I 福島市開発建築行政の概要

1	市域と位置図	1
2	福島市の概要	2
(1)	市政施行	2
(2)	特定行政庁発足	2
(3)	市の位置・面積	2
(4)	市の地勢	2
(5)	気象	2
(6)	地目別土地面積	3
(7)	人口と世帯の推移	3
3	都市計画の状況	4
(1)	都市計画区域	4
(2)	市街化区域及び市街化調整区域	4
(3)	用途地域	4
(4)	防火地域及び準防火地域	4
4	都市政策部・開発建築指導課の組織	5
5	開発建築指導課 事務分掌及び職員数	5
6	建築審査会	6
7	開発審査会	7

## II 建築行政事務

1	建築確認申請等状況	8
(1)	建築確認申請等状況	8～9
(2)	建築確認申請等手数料歳入状況	9
(3)	建築確認件数等年度別比較	10～11
(4)	建築確認建築物の工事別状況	11
2	許可・認定申請状況	12
(1)	許可・認定申請手数料歳入状況	12
(2)	建築審査会開催状況	12
(3)	例外許可建築物の状況	13
3	工事届による着工建築物の状況	14

(1) 着工建築物の地区別状況(前年比) .....	14
(2) 着工建築物の構造別状況 .....	15
(3) 着工建築物の都市計画別状況 .....	15
(4) 着工建築物の工事種別状況 .....	15
(5) 着工建築物の用途別状況 .....	15
(6) 着工建築物の用途別、階数別状況(3階建以上) .....	16
(7) 着工新設住宅の戸数、床面積状況 .....	16
(8) 着工新設住宅の利用関係別状況 .....	16
4 道路位置指定業務 .....	17
(1) 道路位置指定申請手数料等歳入状況 .....	17
(2) 幅員別指定延長 .....	17
(3) 面積及び利用敷地の数 .....	17
5 特殊建築物の定期報告制度及び防災立入指導の状況 .....	18
(1) 定期報告の状況 .....	18
(2) 防災査察等立入指導等の状況 .....	18
6 浄化槽設置届による浄化槽設置状況 .....	19
7 各種届及び建築関係証明等手数料歳入状況 .....	19
8 建設リサイクル届出状況 .....	19
9 違反建築物の指導状況 .....	20
10 福島市建築協定の認可状況 .....	21
11 人にやさしいまちづくり条例届出状況 .....	21
12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の適合性判定及び届出状況 .....	22
(1) 建築物エネルギー消費性能適合判定手数料等歳入状況 .....	22
(2) 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料等歳入状況 .....	22
(3) 届出状況 .....	22

### Ⅲ 開発指導行政事務

1 開発許可制度 .....	23
(1) 開発許可と開発行為等指導要綱 .....	23
(2) 開発行為等許可申請手数料歳入状況 .....	24
(3) 市街化区域開発許可概要 .....	25
(4) 市街化区域開発許可に伴う公共施設等概要 .....	26

(5) 市街化区域開発許可区域別状況	26
(6) 市街化調整区域開発許可概要	27
(7) 市街化調整区域開発許可に伴う公共施設等概要	28
(8) 市街化調整区域開発許可区域別状況	28
(9) 令和2年度の開発審査会の開催数及び審査件数等	29
2 風致地区	29
(1) 風致地区別の建築許可等の件数	29
3 地区計画等	30
(1) 地区計画	30
(2) 再開発等促進区	31
4 宅地造成等	32
(1) 宅地造成等規制	32
(2) 宅地造成規制区域	32
(3) 宅地造成等の工事の許可	32
(4) 宅地造成工事規制区域内の工事許可等の状況	32
(5) 宅地造成等許可申請手数料歳入状況	33
5 都市計画施設等の区域内における建築の許可	33
(1) 都市計画法第53条の規定による建築の許可	33
(2) 都市計画法第53条許可件数	33

# I 福島市開発建築行政の概要

## 1 市域と位置図



## 2 福島市の概要

- (1) 市政施行 明治40年4月1日
- (2) 特定行政庁発足 昭和48年4月1日
- (3) 市の位置・面積

市役所の位置	所在 福島市五老内町3番1号 北緯 37° 45′ 39″ 東経 140° 28′ 29″ 海拔 65.68m
福島市の面積	面積 767.72 k m <sup>2</sup> 東西 30.2 k m 南北 39.1 k m

### (4) 市の地勢

本市は福島県中通り地方の北部に位置し、西は奥羽山脈に連なる吾妻連峰、東は丘陵状の阿武隈高地に囲まれた福島盆地の中心に開けており、荒川、松川、摺上川等の河川が阿武隈川に注ぎ、緑豊かな自然とともに温泉にも恵まれています。

中央に信夫山が位置し、それを取り囲むように市街地が広がり、県庁、その他官公庁、各種主要商社等の所在地として、福島県の政治・経済・文化の中心地となっています。

交通網をみると、東北新幹線及びJR東北本線、山形新幹線の分岐点となっており、また、東北縦貫自動車道、東北中央自動車道、国道4号、13号、114号、115号が東西南北に伸びる交通の要衝にあり、これらの広域的な交通ネットワークの中で、首都圏と東北圏を結ぶ交通の起点都市として、重要な役割を担っています。

市の中心部の土地は平坦で田畑地帯が、南部及び南西部は水田地帯が連なり、また、北部及び北西部は果樹地帯として、りんご、もも、なしの特産地となっています。

### (5) 気象

本市の気候は、盆地状のため、内陸性気候の特徴を示しています。

年間の平均気温は13.0℃ですが、各季節間の気温差は比較的大きく、年間降水量は1,200 mm前後で、7～9月に多く、2月に少ない夏雨型になっています。

風については弱風地帯と言えますが、夏は特に弱く、冬は比較的強いです。風向をみると、夏は北東風、南風が多く、それ以外は西風、北西風が多くなっています。

## (6) 地目別土地面積 (令和3年1月1日現在)

地目	地積 (k m <sup>2</sup> )	割合 (%)
田	36.85	4.80
畑	74.69	9.73
宅地	48.77	6.35
山林	137.78	17.95
原野	37.70	4.91
池沼	1.12	0.15
牧場	0.68	0.09
雑種地	20.67	2.69
その他	409.46	53.33
計	767.72	100.00

※資産税課 提供資料により作成

## (7) 人口と世帯の推移 (1月1日推計人口)

年次	世帯数	人口			人口の増減		
		総数	男	女	総数	男	女
H23	113,187	292,489	140,724	151,765	△ 1,779	△ 775	△ 1,004
H24	112,646	286,963	138,435	148,528	△ 5,526	△ 2,289	△ 3,237
H25	113,374	284,113	137,318	146,795	△ 2,850	△ 1,117	△ 1,733
H26	114,578	283,463	137,240	146,223	△ 650	△ 78	△ 572
H27	116,051	283,285	137,533	145,752	△ 178	293	△ 471
H28	117,748	283,342	137,902	145,440	57	369	△ 312
H29	123,435	292,752	144,069	148,683	9,410	6,167	3,243
H30	123,860	290,708	142,759	147,949	△ 2,044	△ 1,310	△ 734
H31	124,317	288,545	141,682	146,863	△ 2,163	△ 1,077	△ 1,086
R2	124,756	286,390	140,485	145,905	△ 2,155	△ 1,197	△ 958
R3	123,878	275,646	134,162	141,484	△ 10,744	△ 6,323	△ 4,421

### 3 都市計画の状況 (令和3年4月1日現在) ※都市計画課 提供資料により作成

(1) 都市計画区域 228.74 k m<sup>2</sup> (市域面積の 29.8%)

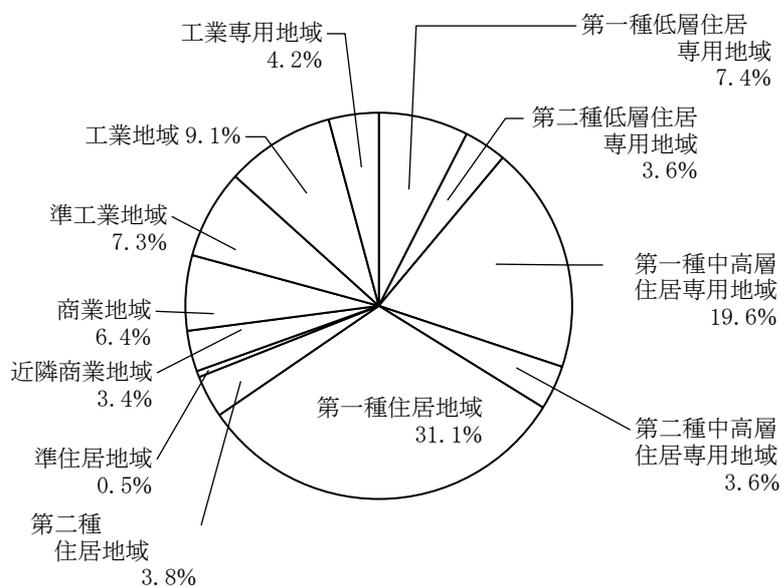
(2) 市街化区域及び市街化調整区域

区 域	面積 (k m <sup>2</sup> )	割合 (%)
市 街 化 区 域	50.43	22.0
市 街 化 調 整 区 域	178.31	78.0

(3) 用途地域

地 域	面積 (k m <sup>2</sup> )
第一種低層住居専用地域	3.734
第二種低層住居専用地域	1.832
第一種中高層住居専用地域	9.885
第二種中高層住居専用地域	1.818
第一種住居地域	15.691
第二種住居地域	1.885
準住居地域	0.259
近隣商業地域	1.728
商業地域	3.228
準工業地域	3.659
工業地域	4.609
工業専用地域	2.105
計	50.433

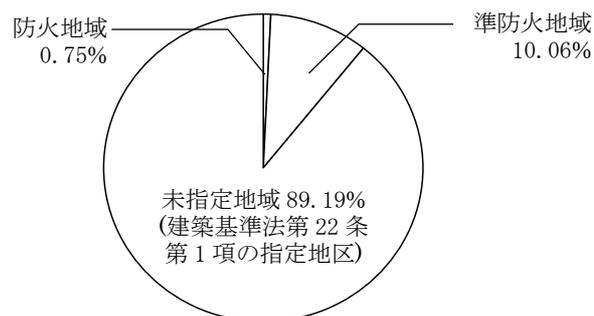
市街化区域面積における用途地域面積の比率



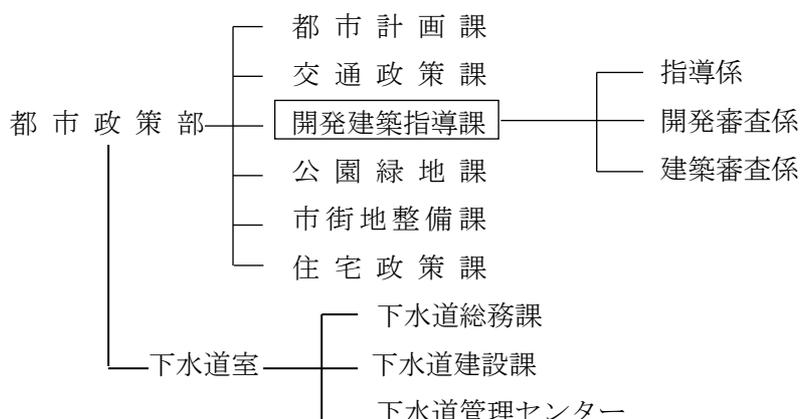
市街化区域面積における防火・準防火地域面積の比率

(4) 防火地域及び準防火地域

地 域	面積 (k m <sup>2</sup> )
防 火 地 域	0.376
準 防 火 地 域	5.073



#### 4 都市政策部・開発建築指導課の組織



#### 5 開発建築指導課 事務分掌及び職員数 (令和3年4月1日現在)

課長		
職	員 数	事 務 分 掌
指導係 (6名)	課長補佐兼係長 技 査 1名 副 技 査 4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法に基づく許可・認可、違反建築物の指導に関すること。</li> <li>・ 建築物に関する調査、証明、統計、定期報告に関すること。</li> <li>・ 指定道路台帳の整備に関すること。</li> <li>・ 建築基準法に関する道路の確認。</li> <li>・ 建築審査会に関すること。</li> <li>・ 建築物の耐震改修促進計画に関すること。</li> </ul>
開発 審査係 (6名)	係 長 主 査 2名 技 査 1名 副 技 査 2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画法に基づく開発行為等の指導及び審査に関すること。</li> <li>・ 宅地造成等規制法に関すること。</li> <li>・ 風致地区内における建築行為等の指導に関すること。</li> </ul>
建 築 審査係 (4名)	係 長 技 査 2名 副 技 査 1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認申請の審査、検査に関すること。</li> <li>・ 建築物における人にやさしいまちづくり条例に関すること。</li> <li>・ 建築物省エネ法に関すること。</li> </ul>
職員総数 17名 ( 建築主事兼務職員 2名 建築監視員兼務職員 2名 )		

## 6 建築審査会

建築基準法第78条の規定により、特定行政庁の諮問の審議並びに建築行政上の必要事項等の建  
議のため、下記のとおり建築審査会を設置しています。

設置年月日 昭和48年4月1日

現委員委嘱 令和2年3月27日

(令和3年4月1日現在)

職名	氏名	組織・団体名	分野
会長	菊池 壯 藏	元福島大学	経 済
会長職務代理	菅 野 真由美	福島県建築士会福島支部	建 築
委員	紺 野 明 弘	福島県弁護士会	法 律
委員	渡 辺 章	福島県建築士会福島支部	建 築
委員	小 林 敬 一	福島県都市計画審議会	都市計画
委員	岡 野 誠	(一社)福島市医師会	公衆衛生
委員	西 田 奈保子	福島大学	行 政

## 7 開発審査会

都市計画法第78条の規定により、審査請求に対する裁決及び市街化調整区域における開発行為及び用途変更の審査を行うため、下記のとおり開発審査会を設置しています。

設置年月日 平成30年5月7日

現委員委嘱 令和2年5月20日

(令和3年4月1日現在)

職名	氏名	組織・団体名	分野
会長	若井正一	日本大学	都市計画
会長職務代理	樋口良之	福島大学	行政
委員	佐藤初美	福島県弁護士会	法律
委員	追分富子	福島商工会議所	経済
委員	杉浦真由美	福島市保健所	公衆衛生
委員	宍戸薫	福島市農業委員会	農業
委員	後藤由美子	福島市建築士会	建築

※現委員の任期は令和2年5月25日から令和4年5月24日の2年となっている。

## II 建築行政事務

### 1 建築確認申請等状況

都市計画区域内において建築物を建築する場合や、都市計画区域外であっても建築基準法第6条第1項第4号以外の建築物を建築する場合は、建築主事または民間確認検査機関に建築確認申請を行い、建築確認を受けなければ工事に着手することができません。工事が完成した場合には、工事完了検査申請書を提出し完了検査を受けなければなりません。さらに、指定工程を含む建築物は安全性確保のため、中間検査も義務づけられています。

工作物の築造や昇降機等の建築設備を設置する場合も、建築確認や完了検査が必要です。

国・県又は建築主事を置く市等については建築確認に代わり、建築基準法第18条により、建築主事に計画通知を提出することが義務づけられています。

#### (1) 建築確認申請等状況

区	分	法第6条第1項 第1号～3号	法第6条第1項 第4号	建築設備	工作物	計
確認申請受付件数	市全体	207 (45)	1,052 (47)	16 (1)	45 (0)	1,320 (93)
	市	5 (1)	19 (1)	0 (0)	15 (0)	39 (2)
	民間機関	202 (44)	1,033 (46)	16 (1)	30 (0)	1,281 (91)
確認済証交付件数	市全体	212 (44)	1,047 (49)	16 (1)	43 (0)	1,318 (94)
	市	3 (0)	15 (1)	0 (0)	14 (0)	32 (1)
	民間機関	209 (44)	1,032 (48)	16 (1)	29 (0)	1,286 (93)
仮使用認定件数		1	/	0	0	1
完了検査済証 交付件数	市全体	188	1,026	14	31	1,259
	市	2	16	1	4	23
	民間機関	186	1,010	13	27	1,236
中間検査合格証 交付件数	市全体	22	385	/	/	407
	市	0	1	/	/	1
	民間機関	22	384	/	/	406
法第18条による計画通知受付件数		14 (6)	6 (2)	24 (0)	8 (0)	52 (8)
法第18条による確認件数		13 (6)	7 (2)	25 (0)	8 (0)	53 (8)
法第18条による仮使用認定件数		3	/	0	0	3
法第18条による検査済証交付件数		7	6	22	8	43

( ) 内は内数で計画変更件数

法第6条第1項第1号	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、倉庫、自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える特殊建築物
法第6条第1項第2号	木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの
法第6条第1項第3号	木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの
法第6条第1項第4号	前各号該当以外の建築物
工 作 物	法第88条第1項（煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等）又は2項（製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等）の規定により政令で定めるもの
建 築 設 備	法第87条の2の規定により政令で定めるもの（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等）

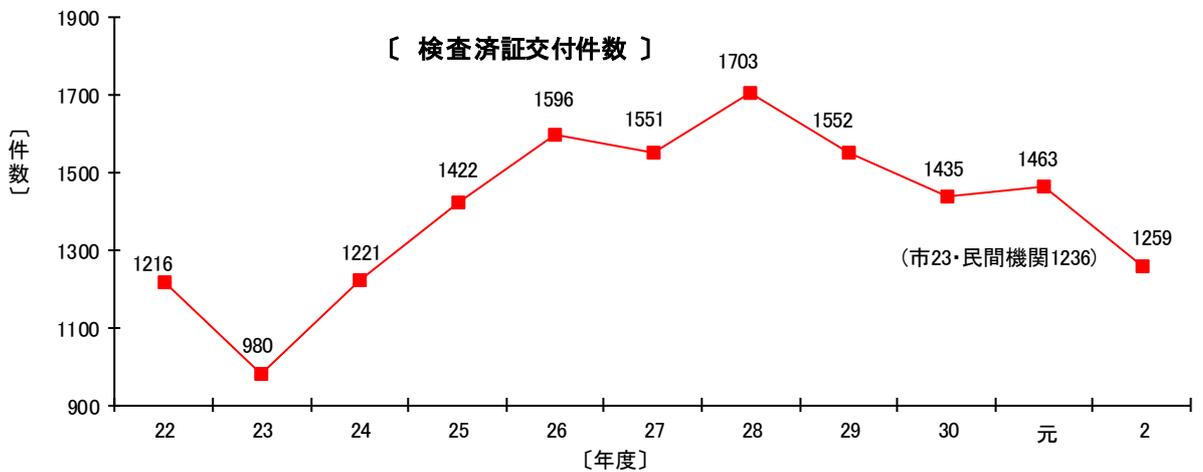
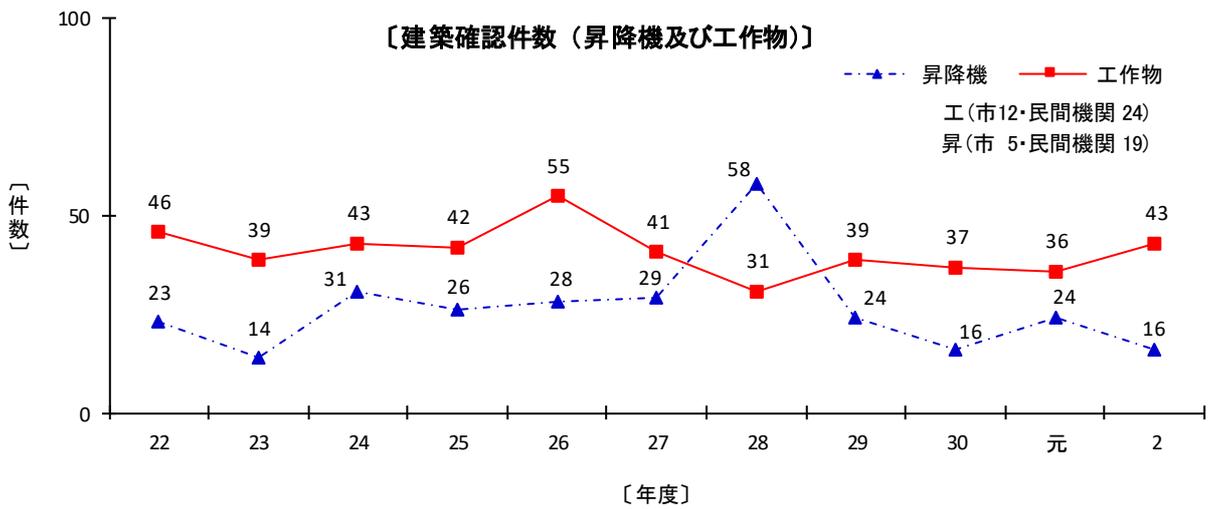
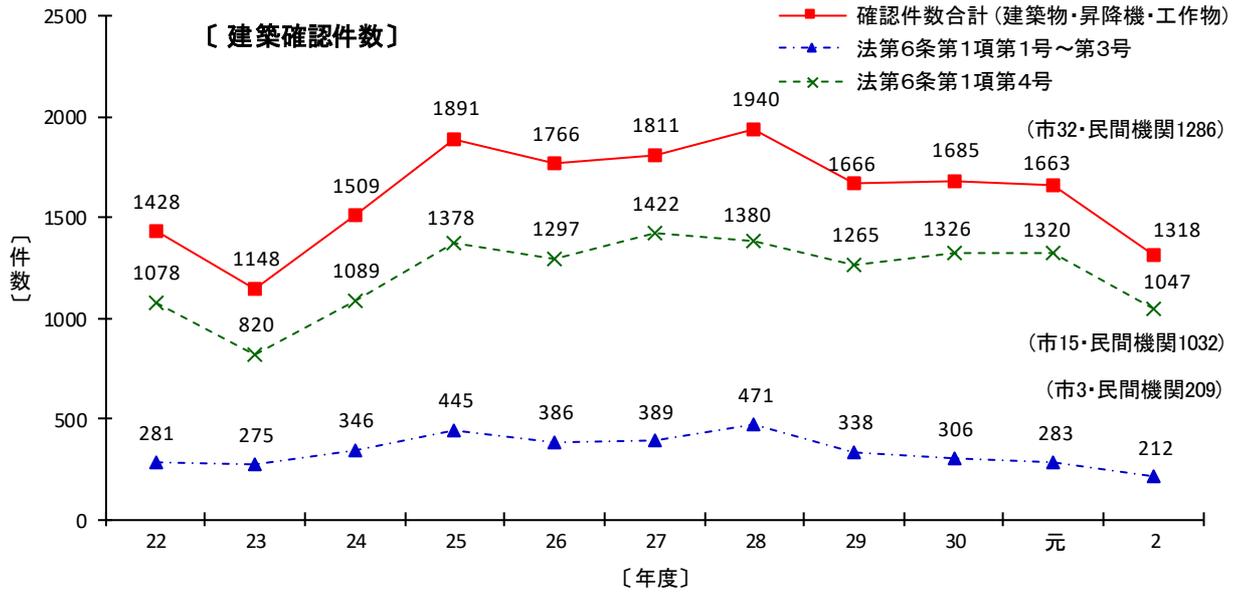
(2) 建築確認申請等手数料歳入状況

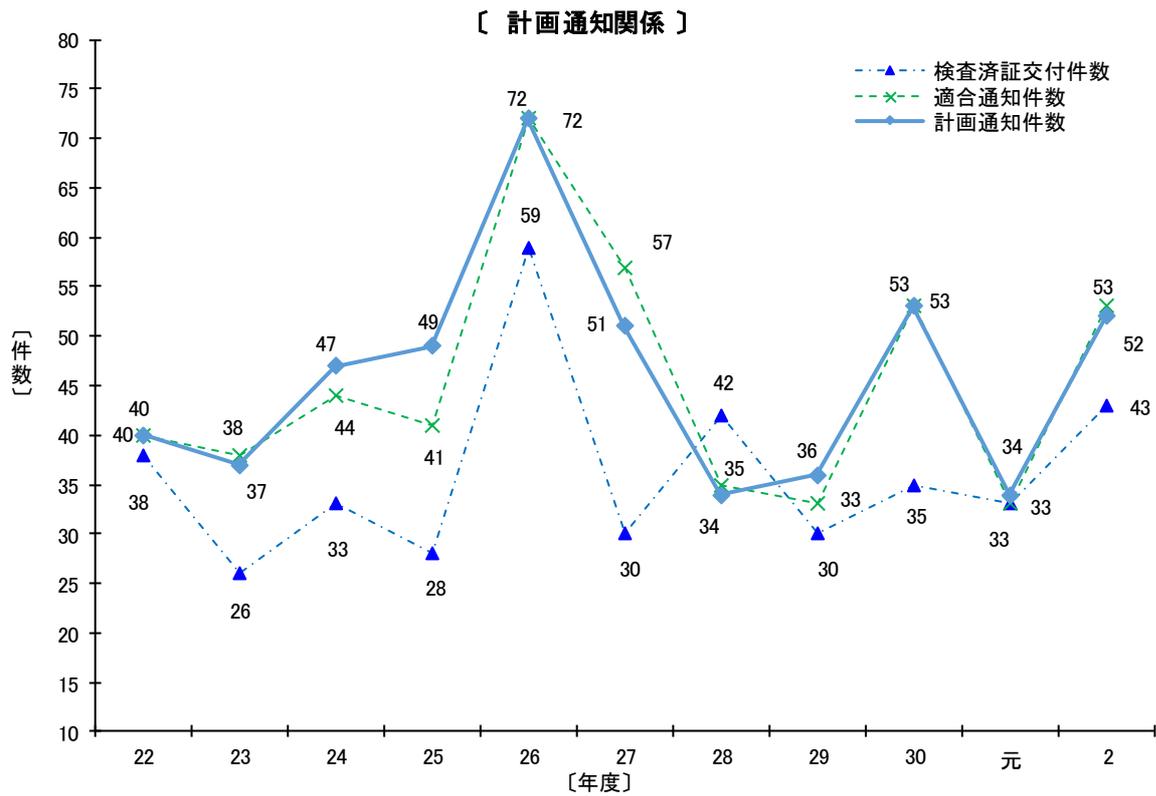
単位：単価(円) 収入金額(千円)

区 分		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	工 作 物	昇 降 機	小 荷 物 専 用 昇 降 機	免 除	計	
		30 未満	30 ～ 100	100 ～ 200	200 ～ 500	500 ～ 1,000	1,000 ～ 2,000	2,000 ～ 10,000	10,000 ～ 50,000	50,000 以上						
確認 申請 手数料	確認	単価	8,000	15,000	23,000	29,000	51,000	71,000	212,000	333,000	647,000	12,000	14,000	7,000		
		件数	10	4	6	1	1	0	0	0	0	15	0	0	0	37
	変更	単価	8,000	15,000	23,000	29,000	51,000	71,000	212,000	333,000	647,000	6,000	7,000	4,000		
		件数	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	収入金額	88	60	138	29	102	0	0	0	0	0	180	0	0	0	597
中間 検査 手数料	単価	13,000	16,000	20,000	28,000	45,000	60,000	135,000	209,000	427,000	13,000	17,000	-			
	件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	収入金額	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	
完了 検査 手数料	中間 検査 なし	単価	14,000	16,000	22,000	29,000	49,000	67,000	157,000	241,000	488,000	13,000	18,000	11,000		
		件数	9	2	4	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	20
	中間 検査 あり	単価	12,000	15,000	20,000	28,000	46,000	63,000	151,000	235,000	482,000	-	16,000	-		
		件数	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	収入金額	126	32	108	0	0	0	151	0	0	0	52	18	0	0	487
計		214	92	266	29	102	0	151	0	0	232	18	0	0	1104	

※ 件数は、手数料計算の対象件数である。(例：1件の確認申請に工作物が2件ある場合は2件と集計している。)

(3) 建築確認件数等年度別比較





(4) 建築確認建築物の工事別状況

年度	総 数	新 築	増 築	改 築	用途変更	その他
28	1,644 (1,614)	1,411 (1,395)	218 (206)	1 (1)	8 (8)	6 (4)
29	1,428 (1,399)	1,211 (1,198)	210 (197)	1 (1)	6 (3)	0 (0)
30	1,476 (1,452)	1,258 (1,247)	210 (198)	1 (1)	7 (6)	0 (0)
元	1,460 (1,435)	1,306 (1,293)	148 (136)	0 (0)	6 (6)	0 (0)
2	1,166 (1,149)	1,034 (1,024)	127 (120)	3 (0)	1 (0)	1 (0)

( ) 内は内数で民間機関（一般財団法人ふくしま建築住宅センター等）の件数

※計画通知及び計画変更は含んでいません

## 2 許可・認定申請状況

### (1) 許可・認定申請手数料等歳入状況

区 分	許可・認定申請等受付		許可・認定 件数 (件)	不許可・不認定 (取下げ含) 件数 (件)
	件数 (件)	手数料(円)		
認定	5(4)	980,000(0)	5(4)	0(0)
仮設建築物	25(11)	560,000(0)	20(6)	0(0)
例外許可	18(1)	835,000(0)	19(1)	0(0)
計	48(16)	2,375,000(0)	44(11)	0(0)

( ) 内は内数で法第18条による計画通知に係る件数

許可や認定の申請には次のようなものがあります。

- ア 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限(法第7条の6)
- イ 建築物の敷地と道路との関係(法第43条第2項)
- ウ 道路内で建築する公共用歩廊(アーケード)等の建築(法第44条第1項)
- エ 壁面線を越える建築物(法第47条)
- オ 用途地域での制限建築物の建築(法第48条第1項～第13項)
- カ 特殊建築物(卸売市場・ごみ焼却場等)の敷地の位置(法第51条)
- キ 容積率の割合(法第52条)
- ク 第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度  
(法第55条)
- ケ 日影による中高層の建築物の高さの制限(法第56条の2)
- コ 仮設建築物(法第85条第3項及び第5項)

### (2) 建築審査会開催状況

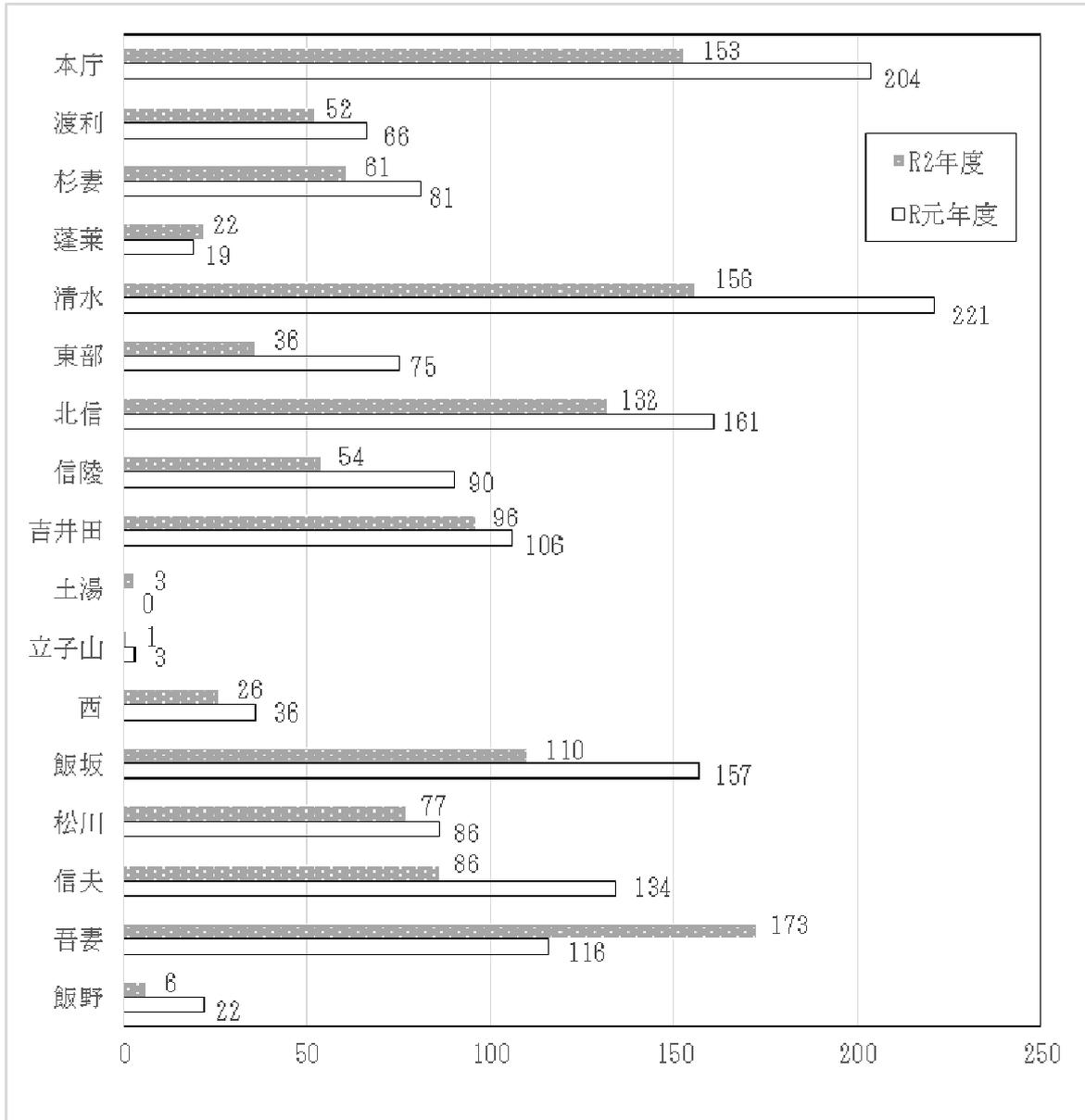
区 分	開 催 数
建 築 審 査 会	1

(3) 例外許可建築物の状況

該 当 条 項	摘 要	件 数(件)
第 4 3 条 第 2 項 第 二 号	包括同意基準 2 (1)	0
	包括同意基準 2 (2)	0
	包括同意基準 2 (3) 一	15
	包括同意基準 2 (3) 二	0
	包括同意基準 2 (3) 三	0
第 4 4 条 第 1 項 第 四 号	法第 4 4 条第 1 項第四号ただし書きの規定	1
第 4 8 条 第 2 項 た だ し 書 き	法第 4 8 条第 2 項ただし書きの規定	1
第 5 1 条 第 1 項 た だ し 書	法第 5 1 条第 1 項ただし書きの規定	1
第 5 6 条 の 2 第 1 項 た だ し 書	法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書きの規定による許可に係る包括同意基準 2	1
計		19

### 3 工事届による着工建築物の状況

#### (1) 着工建築物の地区別状況（前年比）



令和2年度 1, 244件  
 令和元年度 1, 577件

## (2) 着工建築物の構造別状況

	W 造	SRC造	RC造	S 造	CB造	その他	計
建築物数 (棟)	1,020	0	13	338	6	79	1,456
床面積計 (㎡)	131,559	0	16,993	64,708	118	4,587	217,965
工事費予定額 (万円)	2,686,798	0	547,146	1,853,109	2,020	29,459	5,118,532

W造 木造  
SRC造 鉄骨鉄筋コンクリート造  
RC造 鉄筋コンクリート造  
S造 鉄骨造  
CB造 コンクリートブロック造

## (3) 着工建築物の都市計画別状況

総数(件数)	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域外
1,244	898	295	51

## (4) 着工建築物の工事種別状況

総数(件数)	新築	増築	改築	移転
1,244	1,111	130	3	0

## (5) 着工建築物の用途別状況

総数(件数)	居住専用建築物	居住産業併用建築物	農林漁業用建築物	鉱工業用建築物	公益事業用建築物	商業用建築物	サービス業用建築物	公務文教用建築物	その他の建築物
1,244	1,091	18	11	26	9	27	14	25	23

## (6) 着工建築物の用途別、階数別状況（3階建以上）

用途 \ 階数	3	4	5	6	7	8	9	10以上	計(件数)
居住専用建築物	7	0	0	1	0	0	0	1	9
居住産業併用建築物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産業用建築物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱工業用建築物	1	0	0	0	0	0	0	0	1
公益事業用建築物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商業用建築物	2	1	0	0	0	0	0	0	3
サービス業用建築物	1	0	0	0	0	0	0	0	1
公務文教用建築物	3	0	0	1	0	0	0	0	4
その他の建築物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計(件数)	14	1	0	2	0	0	0	1	18

## (7) 着工新設住宅の戸数、床面積状況

月	戸数	床面積の合計(m <sup>2</sup> )	月	戸数	床面積の合計(m <sup>2</sup> )
4	192	17,117	10	112	9,660
5	69	6,865	11	111	11,374
6	177	15,859	12	117	12,046
7	131	11,081	1	98	8,351
8	89	9,045	2	156	13,744
9	99	10,646	3	139	12,231
			計	1,490	138,019

## (8) 着工新設住宅の利用関係別状況

区分	利用関係別			
	持家	貸家	給与	分譲
総戸数	689	495	1	305
1,490				

#### 4 道路位置指定業務

道路の位置の指定は、法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、土地を建築物敷地として利用するため、道路法、都市計画法又は土地区画整理法によらないで築造する道で、市長からその位置の指定を受けるものです。

##### (1) 道路位置指定申請手数料等歳入状況

区 分	受 付 件 数	手 数 料 (円)	指 定 件 数	指 定 延 長 (m)
指 定	16	800,000	17	475.89
廃 止	6	0	6	193.19
変 更	0	0	0	0

##### (2) 幅員別指定延長

幅 員	件 数	延 長 (m)
4 m	14	398.35
5 m	1	33.15
6m以上	2	44.39
計	17	475.89

##### (3) 面積及び利用敷地の数

道路面積 (㎡)	利用敷地の面積 (㎡)	利用敷地の数
2,288.54	11,488.46	59

## 5 特殊建築物の定期報告制度及び防災立入指導の状況

建築物の中で、病院、ホテル、百貨店等のように、安全上、防犯上又は衛生上特に重要であるものとして特定行政庁が定めるものについては、建築物の所有者(管理者)が定期的に調査・検査をし、その結果を特定行政庁に報告しなければならないことになっています。(建築基準法第12条)

また、建築物防災対策要綱及び「福島市既存建築物違反对策推進計画」に基づき、定期的に防災立入指導を実施し、不適格建築物については防火対策の指導を行っています。

### (1) 定期報告の状況

区 分	特 殊 建 築 物	建築設備(昇降機)
法第12条第1項による指定件数	721	1421
法第12条第1項により報告すべき件数	345	1421
法第12条第1項による報告件数	187	1324
定期報告の結果、是正措置を必要とする件数	138	67
是 正 措 置 を と っ た 件 数	0	23

### (2) 防災査察等立入指導等の状況

区 分	9 月			3 月			随 時 調 査			計		
	立入件数	指示件数	是正件数	立入件数	指示件数	是正件数	立入件数	指示件数	是正件数	立入件数	指示件数	是正件数
旅館、ホテル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
デパート等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
映画館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病 院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	25	16	11	25	16	11
計	0	0	0	0	0	0	25	16	11	25	16	11

## 6 浄化槽設置届による浄化槽設置状況

工事種別		年度		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
建物建築 に伴う設置	確認通知	336	301	232
	設計変更	1	6	0
建築に伴わない設置		117	123	125
計		454	430	357

## 7 各種届及び建築関係証明等手数料歳入状況

区分	件数	手数料(円)	区分	件数	手数料(円)
建築工事届	1,244	-	検査済証明	275	82,500
建築確認証明	169	50,700	建築確認不要証明	0	0
計画通知証明	6	1,800	道路位置指定証明	4	1,200

## 8 建設リサイクル届出状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般	780	747	687
計画通知	150	121	147
変更届出	7	3	1

## 9 違反建築物の指導状況

違反事項	違反該当条項	違反建築物件数				是正された件数			
		第1号 ～ 第3号	第4号	種別 不明	計	第1号 ～ 第3号	第4号	種別 不明	計
確認申請手続	法第6条	6	1	2	9				
法第22条指定区域における 屋根及び外壁の不燃	法第22条、第23条								
避難施設等	法第35条	8			8	7			7
内装制限	法第35条の2	5			5	5			5
耐火構造、防火構造等	法第27条、第36条								
構造耐力上の規定	法第20条、第36条								
敷地等と道路の関係	法第43条								
道路内の建築制限	法第44条								
私道の変更又は廃止の制限	法第45条								
用途地域内の建築制限	法第48条								
容積率制限	法第52条								
建ぺい率制限	法第53条								
外壁の後退距離	法第54条								
高さの制限	法第55条								
道路斜線制限	法第56条第1項第1号								
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号								
北側斜線制限	法第56条第1項第3号								
日影による中高層の建築物 の高さの制限	法第56条の2								
高度利用地区の高さの制限	法第59条								
防火地域及び準防火地域 内の建築物の構造	法第61条、第62条								
維持保全	法第8条	1			1				
その他		2	3		5	1	2		3
計		22	4	2	28	13	2		15

## 10 福島市建築協定の認可状況

	建築協定名	認可年月日	変更年月日	区画数	面積
1	コモンライフ丸子建築協定	H03.12.27		35区画	10,168.00㎡
2	美郷ガーデンシティ建築協定	H05.02.04		900区画	414,383.74㎡
3	語らいの街方木田建築協定	H05.11.08		26区画	6,429.38㎡

## 11 人にやさしいまちづくり条例届出状況

不特定多数の人が利用する病院、物品販売店舗、飲食店などの建築物や道路、公園等を高齢者や障害者等に配慮した施設として整備するため、福島県人にやさしいまちづくり条例に基づく指定施設新築等の届出の受理並びに助言、指導等を行いました。

届出受理 件数	1 条例第12条によるもの（指定施設新築等の届出）		17件	
	2 条例第14条によるもの（1の届出の計画変更の届出）		0件	
指定施設の種類別 件数内訳	建築物		建築物以外	
	施設の種類	件数	施設の種類	件数
	社会福祉施設等	7	医療施設	0
	薬局	2	学校等	0
	学習塾等	0	文化施設	0
	集会所等	0	公衆便所	0
	火葬場	0	金融機関事務所	1
	金融機関等以外の事務所	0	理容所・美容室	0
	公共交通機関の施設	0	コンビニエンスストア	5
	物品販売店舗	1	展示場	0
	飲食店等	1	サービス業を営む店舗	0
	公衆浴場	0	宿泊施設	0
	娯楽施設	0	体育館等	0
	自動車車庫	0	複合施設	0
	共同住宅	0		
公共交通機関の施設	0	公園等	0	
駐車場	0			

## 12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の適合性判定及び届出状況

建築物の省エネルギー性能の向上を図るため、大規模な非住宅建築物の省エネルギー基準への適合義務等の規制的措置と省エネルギー性能の優れた建築物に関する表示制度の誘導的措置を一体的に講ずる法律が制定されました。また、300㎡以上の建築物の新築・増改築を行う場合には省エネ計画の届出が義務づけられています。

### (1) 建築物エネルギー消費性能適合判定手数料等歳入状況

適合判定区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	手数料(円)	件数	手数料(円)	件数	手数料(円)
法第12条第1項	0	0	0	0	0	0
法第12条第2項	0	0	0	0	0	0
法第13条第2項	0	0	0 (1)	0	0 (1)	0
法第13条第3項	0	0	0	0	0	0
規則第11条	1	171,000	0	0	0	0
合 計	1	171,000	0	0	0	0

※法第12条第1項 特定建築行為に係るエネルギー消費性能確保のための構造及び設備に関する申請

※法第12条第2項 適合性判定を受けたエネルギー消費性能確保計画の変更の申請

※法第13条第2項 計画通知の特定行為に係るエネルギー消費性能確保のための構造及び設備に関する申請

※法第13条第3項 計画通知の適合性判定を受けたエネルギー消費性能確保計画の変更の申請

※規則第11条 適合性判定を受けた計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請

※( )内は外数で手数料免除件数

### (2) 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料等歳入状況

認定区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	手数料(円)	件数	手数料(円)	件数	手数料(円)
法第29条第1項	0	0	1	6,000	0	0
法第31条第1項	0	0	0	0	0	0
法第36条第1項	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	6,000	0	0

※法第29条第1項 建築物が省エネ基準の水準を超える誘導基準に適合しているかの申請

※法第31条第1項 認定を受けた認定計画の変更の申請

※法第36条第1項 建築物が省エネ基準に適合し、その旨を表示するための申請

### (3) 届出状況

届出区分	平成30年度(件)	令和元年度(件)	令和2年度(件)
法第19条第1項(変更届含む)	98	81	67
法第20条第2項(変更届含む)	2	3	5
法附則第3条第2項(変更届含む)	0	0	2
法附則第3条第7項(変更届含む)	0	0	1
合 計	100	84	75

※法第19条第1項 一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への届出

※法第20条第2項 計画通知の一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への届出

※法附則第3条第2項 平成29年4月1日時点で現に存する既存建築物に対し増改築する場合の届出

※法附則第3条第7項 計画通知の平成29年4月1日時点で現に存する既存建築物に対し増改築する場合の届出

### Ⅲ 開発指導行政事務

#### 1 開発許可制度

昭和 43 年に制定された都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）において、都市計画とは「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」であるとされました。

開発許可制度は、

- ① 都市の周辺部における無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を計画的な市街化を推進すべき市街化区域と、原則として市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分しております。なお本市の線引きは、昭和 45 年 10 月 15 日に当初決定をしております。
- ② 都市計画区域の開発行為について、公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務付ける等、良質な宅地水準を確保します。

以上の役割を果たす目的で設けられた制度であり、一定規模以上の開発行為を行おうとする者は、あらかじめ開発許可権者の許可を受けなければなりません。

##### (1) 開発許可と開発行為等指導要綱

開発行為とは、「主として建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」をいいます。

開発行為を行おうとする者は、都市計画法第 29 条第 1 項の規定により福島市長から許可を受けなければなりません。

また、区画形質の変更を伴わない建築行為を行おうとする者は、福島市開発行為等指導要綱に基づき指導をしております。

許可又は要綱 区 分	開発許可		福島市開発行為等指導要綱	
	許可必要規模	基 準	対象規模	基 準
市街化区域	1,000 m <sup>2</sup> 以上	技術基準	1,000 m <sup>2</sup> 以上	技術基準
市街化調整区域	すべて必要	立地基準及び 技術基準	3,000 m <sup>2</sup> 以上	技術基準
準都市計画区域	3,000 m <sup>2</sup> 以上	技術基準	—	—
都市計画区域及び 準都市計画区域外	1 ha 以上 (10,000 m <sup>2</sup> )	技術基準	3,000 m <sup>2</sup> 以上	技術基準

※ 1. 開発区域が、2 以上の区域にわたる場合は、面積の合計となります。

※ 2. 本市においては、準都市計画区域の指定区域はありません。

## (2) 開発行為等許可申請手数料歳入状況

(単位：件・円)

区 分	内 容	令和元年度		令和2年度	
		件数	金額	件数	金額
市街化区域	29条	23	2,910,000	29	4,185,000
	35条の2	5	92,000	6	94,000
	45条	0	0	0	0
	小 計	28	3,002,000	35	4,279,000
市街化調整区域	29条	39	957,600	26	626,600
	35条の2	8	135,500	0	0
	42条	9	234,000	8	208,000
	43条	39	370,300	18	124,200
	45条	0	0	0	0
	小 計	95	1,697,400	52	958,800
都市計画区域外	29条	0	0	0	0
	35条の2	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0
合 計		123	4,699,400	87	5,237,800

※29条は、建築の用に供する目的で行う開発行為の許可。

※35条の2は、開発行為の変更許可等。

※42条は、開発許可を受けた土地における建築等の許可。

※43条は、開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可。

※45条は、開発許可を受けた地位の承継の許可。

## (3) 市街化区域開発許可概要

(単位：件・区画・人・㎡)

区 分	許 可 内 容	令和元年度	令和2年度	
29条	(1) 分譲住宅	①件 数	11	21
		②面 積	32,997	65,971
		③区画数	115	245
		④計画人口	345	735
	(2) 共同住宅、長屋	①件 数	3	2
		②面 積	5,661	3,761
	(3) 自己居住用	①件 数	0	0
		②面 積	0	0
	(4) 自己業務用 (法人申請)	①件 数	7	6
		②面 積	15,033	28,252
	(5) その他	①件 数	1	1
		②面 積	2,187	1,865
	小 計	①件 数	22	30
		②面 積	55,878	99,878
34条 の2	小 計	①件 数	0	0
		②面 積	0	0
指 導 要 綱	(1) 一般住宅	①件 数	4	1
		②面 積	12,932	2,744
		③区画数	45	14
	(2) 共同住宅、長屋	①件 数	4	2
		②面 積	5,462	2,363
	(3) 自己居住用	①件 数	0	0
		②面 積	0	0
	(4) 自己業務用	①件 数	9	9
		②面 積	39,645	26,316
	(5) その他	①件 数	1	3
		②面 積	3,459	13,680
	小 計	①件 数	18	15
		②面 積	61,498	45,103
	合 計	① 件 数	40	45
②面 積		117,376	144,951	

※34条の2は、国、県、地方公共団体等が行う開発行為の協議成立。

※指導要綱とは1000㎡以上の敷地において建築物の建築行為や、都市計画法第29条及び第34条の2の許可不要案件となるもの。

※年度を跨ぐ許可案件があるため、申請手数料の案件と許可案件との相違あり。

## (4) 市街化区域開発許可に伴う公共施設等概要

(単位：箇所・㎡)

公共施設内容	令和元年度		令和2年度	
	箇所	面積	箇所	面積
開発道路	10	6,903	19	12,318
既設道路拡幅	6	311	12	622
水路	7	1,035	6	166
公園	1	33	6	896
緑地	5	2,159	7	2,602
防災調節池・調整池 (抑制量・m <sup>3</sup> )	37	3,509 (1,564)	42	5,861 (2,316)
合計	66	13,950	92	22,465

## (5) 市街化区域開発許可区域別状況

区分	令和元年度				令和2年度			
	29条	34条 の2	要綱	計	29条	34条 の2	要綱	計
本庁	2	0	8	10	3	0	4	7
渡利	2	0	3	5	2	0	0	2
杉妻	0	0	2	2	2	0	6	8
蓬菜	0	0	0	0	0	0	0	0
清水	3	0	3	6	7	0	0	7
東部	0	0	0	0	0	0	0	0
北信	3	0	0	3	4	0	2	6
信陵	3	0	0	3	1	0	0	1
吉井田	2	0	1	3	1	0	0	1
土湯温泉町	0	0	0	0	0	0	0	0
立子山	0	0	0	0	0	0	0	0
西	0	0	0	0	0	0	0	0
飯坂	0	0	0	0	4	0	0	4
松川	2	0	0	2	0	0	1	1
信夫	2	0	0	2	2	0	0	2
吾妻	3	0	1	4	4	0	2	6
飯野	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	22	0	18	40	30	0	15	45

※年度を跨ぐ許可案件があるため、申請手数料の案件と許可案件との相違あり。

## (6) 市街化調整区域開発許可概要

(単位：件・㎡)

区 分	許 可 内 容		令和元年度	令和2年度
29条	(1) 自己居住用	①件 数	28	21
		②面 積	14,528	7,647
	(2) 自己業務用	①件 数	5	3
		②面 積	14,741	21,280
	(3) その他	①件 数	3	1
		②面 積	4,314	886
小 計	①件 数	36	25	
	②面 積	33,583	29,813	
34条 の2	小 計	①件 数	0	0
		②面 積	0	0
42条	(1) 自己居住用	①件 数	9	7
		②面 積	3,105	2,610
	(2) 自己業務用	①件 数	0	1
		②面 積	0	716
	(3) その他	①件 数	0	0
		②面 積	0	0
小 計	①件 数	9	8	
	②面 積	3,105	3,326	
43条	(1) 自己居住用	①件 数	28	16
		②面 積	9,272	5,680
	(2) 自己業務用	①件 数	9	1
		②面 積	18,418	698
	(3) その他	①件 数	1	0
		②面 積	614	0
小 計	①件 数	38	17	
	②面 積	28,304	6,378	
合 計	①件 数	83	50	
	②面 積	64,993	39,517	

※年度を跨ぐ許可案件があるため、申請手数料の案件と許可案件との相違あり。

## (7) 市街化調整区域開発許可に伴う公共施設等概要

(単位：箇所・㎡)

公共施設内容	令和元年度		令和2年度	
	箇所	面積	箇所	面積
開発道路	1	538	2	178
既設道路拡幅	2	243	0	0
水路	0	0	0	0
公園	0	0	0	0
緑地	2	513	2	285
防災調節池・調整池 (抑制量・m <sup>3</sup> )	8	402 (308)	4	833 (216)
合計	14	1,696	8	1,296

## (8) 市街化調整区域開発許可区域別状況

区分	令和元年度					令和2年度				
	29条	34条の2	42条	43条	計	29条	34条の2	42条	43条	計
本庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡利	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
杉妻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蓬萊	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
清水	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3
東部	6	0	1	5	12	1	0	0	2	3
北信	4	0	0	1	5	1	0	0	0	1
信陵	5	0	0	6	11	5	0	0	2	7
吉井田	2	0	1	3	6	0	0	0	0	0
土湯温泉町	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0
立子山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西	1	0	0	2	3	2	0	0	2	4
飯坂	7	0	2	5	14	5	0	2	4	11
松川	1	0	0	0	1	0	0	2	2	4
信夫	3	0	1	6	10	4	0	0	1	5
吾妻	7	0	4	5	16	5	0	4	2	11
飯野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	36	0	9	38	83	25	0	8	17	50

※年度を跨ぐ許可案件があるため、申請手数料の案件と許可案件との相違あり。

- (9) 令和2年度の開発審査会の開催数及び審査件数等  
開催数 2 回      審査件数 3 件      報告案件 15 件

## 2 風致地区

風致地区とは、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために定められた地域地区であります。

この風致地区において、建築物の建築、住宅の造成、木材の伐採その他の行為を行う場合は許可等が必要となります。

- (1) 風致地区別の建築許可等の件数

(単位：件)

名 称 ( 地 区 名 )	平成30年度	令和元年度	令和2年度
信夫山風致地区	3	1	4
阿武隈川風致地区	7	2	2
摺上川風致地区	0	0	0
舘山風致地区	0	0	0
合 計	10	3	6

### 3 地区計画等

#### (1) 地区計画

地区計画は、一体的に整備及び保全を図るべき地区について、住民生活の基礎的広がりである「地区」レベルでルールを定め、地区の特性を生かしたきめ細やかな街づくりを行うための制度であります。

地区計画は、地区住民の意向を反映しつつ総合的、一体的に定めた「地区方針」と「地区整備計画」で構成され、その地区の特性にふさわしい良好な環境の整備及び保全を図るものです。

① 地区施設 = 道路・区画道路・緑道・公園・緑地等

② 建物等に関する事項

= 用途制限、建ぺい及び容積率の最高限度、最低敷地面積及び高さ、壁面位置、形態又は意匠、かき又はさくの構造制限等

#### ③ 地区計画決定概要及び届出状況

(単位：件)

NO	名称	面積 (ha)	決定年月日	告示番号	R元年度	R2年度
1	福島駅西口駅前地区計画	10.5	S 59.10.26	市第171号	2	0
			H 8.5.31	市第76号		
2	蓬萊西部地区計画	12.2	H 元.3.10	市第33号	0	0
			H 8.5.31	市第77号		
3	大森地区計画	15.4	H 3.2.21	市第14号	4	1
			H 8.5.31	市第78号		
4	上名倉・荒井地区計画	50.5	H 4.6.30	市第89号	7	6
			H 8.5.31	市第79号		
			H 13.4.10	市第67号		
5	松川地区計画	22.3	H 4.6.30	市第90号	0	2
6	福島北地区計画	120.6	H 8.5.31	市第74号	15	17
7	福島西地区計画	58.8	H 8.5.31	市第75号	21	9
			H 12.3.17	市第35号		
8	大笹生地区計画	20.0	H 29.12.1	市第350号	1	3
9	飯坂町平野地区計画	2.6	H 30.9.4	市第308号	49	32
10	仁井田地区計画	2.0	H 30.9.4	市第309号	36	20
11	八島田地区計画	4.8	H 30.9.4	市第310号	11	71
12	南沢又地区計画	2.1	H 30.9.4	市第311号	1	0
	合計	321.8			147	161

(2) 再開発等促進区

再開発等促進区は、相当規模の土地利用転換を円滑に推進するため、都市基盤施設と建築物等を一体的、かつ、総合的な整備計画に基づき、事業の熟度に応じて市街地整備を段階的に進めることで、良好な都市空間形成に資する、プロジェクトを誘導する「緩和型」の地区計画です。

市街地環境の改善、美観の創出、交通の改善、地域社会への貢献度等によって、用途地域で定められている容積率、建築基準法上の形態制限等を緩和することで、土地利用転換の実現を図る制度であります。

- ① 2号施設 = 道路・公園・公共空地 (都市計画施設以外の公共施設)
- ② 地区施設 = 歩道上空地・広場上空地
- ③ 建築等に関する事項  
= 用途制限、容積率の最高・最低限度、建ぺい率の最高限度、最低敷地面積、壁面の位置、建築物の形態又は意匠、かき又はさくの構造制限

④ 再開発等促進区決定概要及び届出状況

(単位：件)

NO	名 称	面 積 (ha)	決定年月日	告示番号	R 元年度	R 2 年度
1	福島駅周辺地区計画	10.0	H 4. 9.14	市第154号	0	0
			H 9. 2.26	市第 44号		
			H 12. 5.11	市第 77号		
			H 17. 4.14	市第 70号		

## 4 宅地造成等

### (1) 宅地造成等規制

宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の趣旨は、宅地造成に伴いがけ崩れまたは土砂の流出を生ずる恐れが著しい地区内において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のための必要な規制を行うことにより、生命及び財産の保護を図り、公共の福祉に寄与するものです。

福島県においては、福島県宅地造成等規制法施行条例（平成 12 年福島県条例第 148 号）を制定しており、同法第 2 条（事務処理の特例）により、本市は平成 15 年 4 月 1 日から福島県知事の権限に属する事務の委任を受けています。

### (2) 宅地造成規制区域

- |        |          |         |          |
|--------|----------|---------|----------|
| ① 飯坂地区 | 4.9 ha   | ② 信夫山地区 | 242.0 ha |
| ③ 渡利地区 | 165.0 ha | ④ 清水町地区 | 752.0 ha |

### (3) 宅地造成等の工事の許可

許可を受けなければならない工事とは、次に掲げる工事になります。

- ① 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 2 m を超えるがけを生ずることとなるもの。
- ② 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 m を超えるがけを生ずることとなるもの。
- ③ 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 m 以下のがけを生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分の高さが 2 m を超えるがけを生ずることとなるもの。
- ④ 前各号の一に該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が 500 m<sup>2</sup> を超えるもの。

### (4) 宅地造成工事規制区域内の工事許可等の状況

(単位：件)

区 分	令和元年度	令和2年度
届 出	0	0
協 議	0	0
申 請	1 (1)	0
許 可	1 (1)	0
不 許 可	0	0

( ) 内の数字は変更件数

(5) 宅地造成等許可申請手数料歳入状況

(単位：円)

内 容	令和元年度		令和2年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
～ 500 m <sup>2</sup>	0	0	0	0
500 m <sup>2</sup> ～ 1,000 m <sup>2</sup>	1	21,000	0	0
1,000 m <sup>2</sup> ～ 2,000 m <sup>2</sup>	0	0	0	0
2,000 m <sup>2</sup> ～ 5,000 m <sup>2</sup>	1	47,000	0	0
5,000 m <sup>2</sup> ～ 10,000 m <sup>2</sup>	0	0	0	0
10,000 m <sup>2</sup> ～ 20,000 m <sup>2</sup>	0	0	0	0
20,000 m <sup>2</sup> ～ 40,000 m <sup>2</sup>	0	0	0	0
計	2	125,000	0	0

## 5 都市計画施設等の区域内における建築の許可

(1) 都市計画法第53条の規定による建築の許可

都市計画法第53条は、都市計画施設（都市計画道路等）内の制限であり、建築行為をする場合、将来、道路整備時に容易に移転し、又は除却することができる建築物のみを許可の対象としております。

(2) 都市計画法第53条許可件数

(単位：件)

年 度	許 可
平成28年度	28
平成29年度	25
平成30年度	13
令和元年度	30
令和2年度	17